

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます

(13) 家庭教育・子育ての支援の充実

- 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、教育の原点である家庭教育は「生きる力」を身に付けていく基礎をつくる重要なものです。しかし、家庭形態の変容、都市化、価値観の多様化などにより、地域社会の人間関係が希薄化し、子育て家庭が社会的に孤立するなど、家庭教育が困難な状況が見られます。
- 本県では、「あいち はぐみんプラン 2015-2019」（平成27年3月策定）に基づき、全ての子ども・子育て家庭への切れ目のない支援や、地域・社会の子育て力のアップなどの取り組みを進めているところです。
- 家庭教育や子育てについては、個々の家庭の努力を促すとともに、子どもの発達段階に応じて学ぶことができるように親を支援していくことが必要です。そのためには、学びの場を設定したり、気軽に親の相談に乗ったりする人材の育成が重要であり、家庭が孤立しないように、親へ支援を届ける取組を進める必要があります。企業の協力も不可欠であり、働く親にとって仕事と家庭生活との調和が図られるような職場環境づくりについて啓発を行っていく必要があります。家庭において夫婦が協力して家事・育児を行えるよう、ワーク・ライフバランスの推進や、性別による役割分担意識を解消する取組も必要です。
- また、子育て支援においては、待機児童の解消に向けた多様な保育サービスの拡充や放課後等における児童の居場所の確保が課題になっています。とりわけ、放課後対策については、国の「放課後子ども総合プラン」により、全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することや、新たに開設する放課後児童クラブの80%を小学校内で実施することを目指すこととされており、本県においても放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を進める必要があります。

施策体系

① 家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実

「親の学び」学習プログラムによる支援、家庭教育講座の開設、企業における家庭教育研修会の開催、子育てハンドブックの配信、中学校・高校の授業等における性別役割分担意識の解消に向けた取組

② 子育て家庭への支援

子育てネットワーカーの養成と活動促進、家庭教育支援チームによる相談活動の充実、はぐみんデーの普及啓発、多様な保育サービスの提供、放課後児童クラブの計画的な整備・小学校内への開設、放課後子ども教室の実施市町村の拡大

施策の展開

① 家庭教育や子育てについて学ぶ機会の充実

- 地域や学校等で「親の学び」学習プログラムを活用した講座を開設し、親としての学びと育ちを支援します。
- 保護者参観や就学時健診、入学説明会など、多くの保護者が参加する機会を捉えて家庭教育に関する講座を開設するよう、幼稚園や保育所、認定こども園、小学校等に働きかけます。
- 働く親の学びの機会を提供するため、企業に出向き、家庭教育研修会を開催します。
- 父親の子育てへの参加意識を高めるため、「子育てハンドブック お父さんダイスキ」をインターネットで配信します。
- 中学校の生徒などを対象に、赤ちゃんふれあい体験や保育所訪問などを通じ、性別役割分担意識の解消の取組を行います。また、高校の授業等の機会を利用して、性別役割分担意識の解消を推進します。
- 保育体験学習を行う高校生を積極的に受け入れている私立幼稚園や、幼稚園・保育所等における保育体験学習を積極的に推進している私立高等学校を支援します。

② 子育て家庭への支援

- 子育てを支援する子育てネットワーカーを養成するとともに、一層の活用を図るため、地域における活動の場づくりを推進します。
- 子育ての悩みや不安を持つ家庭を支援するために、家庭教育コーディネーター、ホームフレンドなどによる「家庭教育支援チーム」を設置し、電話相談や家庭訪問による面談などによる相談活動の充実に努めるとともに、市町村や関係機関との連携・協力体制の強化を図ります。
- 毎月19日の子育て応援の日（はぐみんデー）の普及啓発を行います。また、毎月第3日曜日を家庭の日、2月を強化月間とし、愛知県青少年育成県民会議等と連携し啓発活動を行います。
- 多様な保育ニーズに応えるため、保育所や認定こども園等の保育の場の確保に努め、病児・病後児保育等就労形態に合わせた多様な保育サービスを提供します。
- 「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの計画的な整備を進めるとともに、それらを小学校内に開設することを目指します。また、児童クラブの子どもが放課後子ども教室に通えるように連携を強化し、放課後子ども教室について、実施市町村の拡大に向け、未実施市町村に働きかけます。

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます

(14) 幼児教育の充実

- 幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を持っています。しかし、現状を見ると、子どもたちは、都市化や少子化の進行、居住地域内での人間関係の希薄化などの影響を受け、多くの大人や子どもたちと関わりながら望ましい体験をすることができなくなってきています。その結果、コミュニケーション能力や規範意識、基本的な生活習慣等に課題があり、小学校への接続がうまくできない子どもが目立つようになってきました。
- これらの課題に対応するために、幼児教育から小学校教育へと続いていくステップを子どもの発達や学びの連続性の中で捉え、幼児教育と小学校教育とを円滑に接続することが必要であると言われています。そのような中、県教育委員会では、平成24年に「愛知の幼児教育指針」を定め、幼児期に育てたい力を明らかにするとともに、重点目標や具体的な取組等について示してきました。
- 平成27年4月からは、「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、幼稚園・保育所・認定こども園に通う子どもたちにも、質の高い学校教育・保育が行われることが求められています。保護者の期待に応えるためには、公立・私立を問わず「愛知の幼児教育指針」を基に幼児教育を実践し、県全体の幼児教育の質の向上を図っていくことが大切です。

施策体系

- ① 幼稚園・保育所・認定こども園の実践力向上
「愛知の幼児教育指針」の成果普及、私立幼稚園への支援
- ② 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質及び専門性の向上
資質と専門性の向上を図る手引きの作成、研修の充実
- ③ 小学校との連携強化
小学校との交流活動等連携体制の強化、小学校と連携した保護者への啓発の推進

施策の展開

- ① 幼稚園・保育所・認定こども園の実践力向上
 - 幼児期の終わりまでにここまで育てほしい、という幼児の具体的な姿をイメージし、人や自然、もの、生き物と関わりながら、心と体を十分に働かせて生活したり遊んだりする中で、一人一人の幼児が望ましい発達をするように支援します。
 - 愛知県幼児教育研究協議会等において、「愛知の幼児教育指針」に基づいて専門的な研究協議を推進し、その成果について市町村等への普及を図ります。
 - 私立幼稚園が地域における幼児期の教育に中心的役割を果たす活動を支援するなど、幼児教育の充実に努めます。
- ② 幼稚園教諭・保育士・保育教諭の資質及び専門性の向上
 - すべての幼児教育機関で、質の高い教育・保育が展開されるよう、健康福祉部と教育委員会が協力して、幼稚園教諭や保育士・保育教諭の資質と専門性の向上を図るための手引きを作成し、研修内容や研修体制の充実に向けた取組を市町村等へ働きかけます。
 - ◎ 幼稚園教諭や保育士・保育教諭に対する研修を行い、幼児教育に係る様々な知識・技術だけでなく、地域の子育て支援や多様な保育ニーズ、特別支援教育に対応できる専門性や実践力などの資質の向上を図ります。
 - 幼稚園教諭や保育士・保育教諭の研修の在り方や研修内容等について検討する場を設け、県民生活部・健康福祉部と教育委員会が連携して教育・保育の質の充実に図ります。
- ③ 小学校との連携強化
 - 交流活動や合同研修、接続期における教育課程・保育課程の編成、教育及び保育の内容に関する全体的な計画の実施や検討などを進めるとともに、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の連携体制を強化します。
 - 地域や小学校区の実情に応じて、幼稚園や保育所、認定こども園と小学校が連携し、教育課程の編成や幼児児童理解を目的とした参観・協議会等に取り組みます。
 - 保護者参観や就学時健診、入学説明会など、多くの保護者が参加する機会を捉えて家庭教育に関する講座を開設してもらうよう、幼稚園や保育所、認定こども園、小学校等に働きかけます。【再掲】

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます

(15) 健康教育・食育の推進

- 生涯を通じて健康で生き生きと過ごすためには、幼児期から望ましい生活習慣を身に付けることが大切です。しかし、最近の子どもたちの様子を見ると、偏った栄養摂取や不規則な食事などに起因する肥満や生活習慣病の増加、長時間のゲームやスマートフォン操作などに起因する睡眠不足等の生活習慣の乱れなどによって、健康な生活が送れていない子どももいます。
- 第一義的に、成長過程にある子どもたちの生活をコントロールするのは、保護者である大人の責任です。子どもたちが心身共に健康に生きていくためには、保護者が子どもの健康や生活習慣に関心を持って適切な指導を行っていくとともに、保護者自身が規則正しく健康的な生活を送り、その範を示すことが必要です。その基盤があって、学校で学ぶ健康に生活するための知識や技能、態度等が効果的に生かされます。心身共に健康であることが、確かな学力や豊かな人間性の礎であることは、言うまでもありません。
- 学校では、近年の社会情勢を踏まえ、「早寝・早起き・朝ごはん」等の規則正しい生活習慣、う歯や口腔の疾病予防、薬物乱用防止等、健康に関する様々な指導を行っており、今後も家庭と連携して取組を推進していく必要があります。また、食育についても同様に、「第3次愛知県食育推進計画」に基づき、家庭への啓発や子どもたちへの指導に一層努めていく必要があります。

施策体系

① 心身の健康づくりの充実

保護者への啓発の推進、健康教育に関する研修の充実、学校保健体制の強化、学校三師等との連携強化、健康相談体制の充実

② 小・中学校、高等学校における食育の充実

学校給食を活用した食育の推進、食育推進者への研修の実施、「わか家のアイデア朝ごはんコンテスト」「愛知を食べる学校給食の日」の実施、栄養教諭の配置拡大、高等学校での食育の実践、学校における食物アレルギー対応の強化

施策の展開

- ① 心身の健康づくりの充実
 - 栄養バランスのとれた規則正しい食生活や、早寝・早起きなどの生活習慣の重要性について啓発します。
 - 心の健康問題、薬物乱用防止などの健康教育に関する教職員の指導力・対応力の向上を図るための研修を充実します。
 - 国が作成した普及啓発資料などの活用により、児童生徒の自殺予防に努めます。
 - 保健主事・養護教諭を核として学校保健推進体制を強化し、学校保健計画に基づいて児童生徒の健康の保持増進を図ります。
 - 学校医・学校歯科医・学校薬剤師や地域の保健師等と連携し、生活習慣病やう歯・口腔の疾病予防、薬物乱用防止、心の健康等について指導を充実します。
 - 健康に関する児童生徒の様々な悩みを受け止め、助言するために、学校における健康相談体制の充実を図ります。
 - 食中毒やインフルエンザなどの感染症予防のため、保健所や専門機関等と連携し、知識の普及や啓発を図ります。
 - 外部講師等による薬物乱用防止に関する講習会や研修を実施している私立高等学校を支援します。
- ② 小・中学校、高等学校における食育の充実
 - 学校給食を、栄養バランス、地域の食文化、食の加工技術等への理解を深めるよう「生きた教材」として活用します。
 - 学校における食育の推進体制の促進と、食に関する指導の充実を図るため、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の管理職や食育を担う食育推進者を対象に、実践的に活用できる専門研修を実施します。
 - 地元の食材や郷土料理を取り入れた献立づくりや調理などを通して、家族で望ましい食生活について話し合う機会として「わか家のアイデア朝ごはんコンテスト」を開催します。
 - 学校給食に地域や県内の食材を多く使用するとともに、地場産物や郷土料理等について家庭への啓発を図るため、「愛知を食べる学校給食の日」を設けます。
 - 学校給食を通じた食育を一層充実するため、その中核となる栄養教諭の配置を拡大します。
 - ◎ 高等学校における食育について、教科等での指導方法を検討していきます。また、大学や企業等と連携してその推進方法を検討し、実践します。
 - ◎ 国の食物アレルギー対応指針を踏まえ、本県の具体的な対応方針を示した「学校における食物アレルギー対応の手引」を発行するとともに、市町村や教職員、児童生徒、保護者への周知を図り、食物アレルギー対応の強化を図ります。
 - 食育に関する外部講師の講演会や研修、生徒の体験学習を実施している私立高等学校を支援します。

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます

(16) 学校体育の充実

- 文部科学省の「体力・運動能力調査」によると、子どもの体力・運動能力は、昭和60年ごろをピークに低下傾向が続いていましたが、その傾向に歯止めがかかり、やや上昇傾向が見られます。しかし、ピーク時に比べると、まだ低い状態です。また、運動をする子どもと、しない子どもの二極化、特に中学校女子の運動離れが課題です。
- 体力低下の原因として、運動する経験の不足が考えられますが、その理由として、外遊びやスポーツ活動時間の減少、子どもたちの手軽な遊び場の減少、一緒に外遊びする仲間の減少などが挙げられます。屋外で遊んだりスポーツに親しんだりする機会の減少が、体力の低下につながっていることを踏まえると、学校での運動経験が一層大切になってきていると言えます。意図的に体を動かして遊ぶ時間を設定する、仲間と共に運動する機会を設けるなどの工夫が求められます。
- また、同じ調査によれば、小学校で9割以上、中学校で8割以上の子どもたちが、体育・保健体育の授業を「楽しい・やや楽しい」と答えています。その意識を、「運動の楽しさや喜びを味わい、自ら考えたり工夫したりしながら運動の課題を解決する」授業づくり、「できたという実感が味わえる」授業づくりに生かし、子どもたちが日常生活においても運動やスポーツに親しんでいけるよう、学校教育全体で取り組んでいくことが必要です。

施策体系

- ① 授業や体育的活動の充実
 - 幼児期からの体育に関する活動の充実、
 - 授業やスポーツ事故・障害防止に関する教員の指導力向上
- ② 地域連携による体育的活動の充実
 - 外部指導者・学習支援ボランティアの派遣の実施

施策の展開

- ① 授業や体育的活動の充実
 - 「いきいきあいち スポーツプラン」に基づき、幼児期からの運動習慣の確立、学校における体育に関する活動の充実を図ります。
 - 幼児期における遊びの重要性について、保護者の意識を高めるための啓発活動に努めるとともに、親子が一緒になって体を動かす遊びや運動プログラムを作成します。
 - 幼児が、屋内外において様々な運動遊びを自立的・自発的に行えるよう、運動あそびのプログラム等によって支援するとともに、望ましい運動習慣を身に付けさせるための取組を推進します。
 - 体力向上を目的に作成した「子どもの体力向上運動プログラム（小学校低学年・中学年用、高学年用）」の普及をさらに図り、体育担当教員を対象とした講習会等を充実します。
 - ◎ 中学校版「体力向上運動プログラム」を作成してその普及を図り、中学生の体力向上を図ります。
 - 体育・保健体育の授業におけるICTの活用や問題解決学習、アクティブ・ラーニングなど、経験豊かな教員の指導法等を学ぶ研修会、文部科学省が実施する中央講習会の伝達講習会等を開催し、体育・保健体育の授業を担当する教員の指導力向上を図ります。
 - スポーツの安全性の向上や事故防止等に関する教員研修の充実を図り、より安全な指導ができるよう努めるとともに、学校における教育活動全般を通じて、スポーツ事故やスポーツ障害の予防に関する安全教育の充実を図ります。
 - ◎ 運動に対する関心や意欲を高めるために、体力テストにおいてA判定であった小学校6年生の児童にメダルを贈与します。
- ② 地域連携による体育的活動の充実
 - 総合型地域スポーツクラブと連携し、小学校の体育の授業や、中学校の運動部活動などに、地域スポーツクラブの指導者を派遣する取組を進めます。
 - 県内体育系大学と連携し、体育、保健体育の授業に学生が学習支援ボランティアとして参加できる体制を整えます。

3 健やかな体と心を育む教育を充実させ、たくましく生きる力を育みます

(17) 安全教育の推進

- 子どもたちが安全な環境の中で健やかに育つことは、県民の誰もが願うところですが、災害や事件・事故に巻き込まれてしまうことがあるのも、また事実です。子どもたち一人一人が自他の生命を尊重し、生涯を通じて安全な生活を営んでいくために、生活安全、交通安全、災害安全の観点から、安全教育を行っていくことが大切です。
- 生活安全の点から見ると、子どもたちの身の回りでは、不審者による声かけや連れ去り未遂等、身の安全を脅かす事案が発生しており、地域ぐるみによる安全の確保を図るとともに、子どもたち自身が自分の身を守る意識と方法を身に付けることが重要です。
- 交通安全の点から見ると、交通事故の被害者にならないだけでなく、加害者にもならないために、交通安全に対する一人一人の意識を高めるとともに、事故防止につながる具体的な方法を実践できるようにすることが重要です。
- 災害安全の点から見ると、本県では近い将来、南海トラフ地震による甚大な被害発生の可能性が高いとされており、大地震や大津波に備えた知識、技能等を身に付けるとともに、一人一人が適切な意思決定や行動選択ができるようにすることが必要です。また、台風や大雨等による災害に対しても、日頃から防災や減災に対する意識を高めていくことが大切です。
- 安全教育は、子どもたちが、その生涯にわたり自他の安全を確保することのできる素養を育むものです。どのような状況に置かれても、自らの命を守り抜き、助けを必要とする人を支援できるような、また、日頃から安全な地域社会づくりに貢献できるような、たくましい人間の育成に努めていくことが必要です。

施策体系

- ① 安全に向けた実践的な活動の充実
児童生徒の安全確保の取組の継続、点検・訓練・研修等の充実
- ② 安全に関する人材の育成
防災に関する学びの充実、教員研修の充実、防災リーダーの育成

施策の展開

- ① 安全に向けた実践的な活動の充実
 - 学校安全緊急情報共有化広域ネットワークを活用し、不審者等の情報を提供するとともに、緊急時における児童生徒の安全確保を図ります。
 - 各小学校の実情に応じて、スクールガードによる児童の登下校時等の安全確保に努めます。
 - 学校安全計画に基づき、通学路の危険箇所の点検や危機管理マニュアルの改善、不審者への対応訓練、教職員の研修等を計画的に行い、常に安全教育・安全管理等に配慮した学校経営を行います。
 - 各県立特別支援学校に緊急地震速報受信システムを設置し、システムを活用した避難訓練を実施します。
 - 火災、地震、津波等の災害発生時の避難経路や避難行動・態度の学習を行っている私立中学校、高等学校を支援します。
 - 交通安全に関する講習会や研修を実施している私立中学校、高等学校を支援します。
- ② 安全に関する人材の育成
 - ◎ 防災教育についてのマニュアルを作成し、各学校で活用を図ります。
 - 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等における学習内容・活動内容と防災教育との関連を図り、防災に関して教科横断的な学びができるように工夫します。
 - 防災ボランティアや地域の防災組織等の関係機関と連携し、体験的な学習を通して災害時の対応や役割等について学ぶ機会をつくります。また、地域と連携した防災訓練等への積極的な参加を推奨し、自助・共助の意識の向上を図ります。
 - 消防等関係機関の協力を得て、各学校で心肺蘇生、AEDによる除細動、応急手当の方法等、救命救急に関する知識や技能を学ぶ機会を設定します。
 - 安全教育担当教員を対象とした研修を行い、各学校で実践的な交通安全教育、防災教育、防犯教育が行われるようにします。
 - ◎ 経験の浅い教員を対象とした防災研修を行い、防災意識を高めます。
 - 学校や地域の防災力向上に貢献できる若き防災リーダーの育成を図ります。
 - 災害や防災、救急救命法に関する学習を行っている私立中学校、高等学校を支援します。